

一、大...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

一、...
 二、...
 三、...
 四、...
 五、...
 六、...
 七、...
 八、...
 九、...
 十、...

一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、

陸軍省

九、
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、

陸軍省

命令
 第一、先遣隊... 第二、先遣隊... 第三、先遣隊... 第四、先遣隊... 第五、先遣隊... 第六、先遣隊... 第七、先遣隊... 第八、先遣隊... 第九、先遣隊... 第十、先遣隊...

記事	只後日... 新日... 行...
給與人員	一、... 二、... 三、...
日天候	大晴...
記事	一、... 二、... 三、...
命令	一、... 二、...
人員	一、... 二、...

會報

月日天候

有雲天

命令

時事

軍事

日誌

人事

金庫

記事

11月25日 晴 午後1時

本日午後1時(15時)に...

中隊將士並平野...

口達 大隊命令...

二大隊一部兵力...

三隊一隊同先...

一隊は射撃隊...

二大隊は...

口達 大隊命令...

一隊は...

二大隊は...

三隊は...

四隊は...

五隊は...

六隊は...

陸軍

記事

人事

人員

日誌

時事

軍事

日誌

記事

11月25日...

二隊は...

三隊は...

四隊は...

五隊は...

六隊は...

七隊は...

八隊は...

九隊は...

十隊は...

十一隊は...

十二隊は...

十三隊は...

十四隊は...

十五隊は...

北端... 二... 一... 備... 基... 傳... 三... 中... 一... 八... 安...

國...

四、省略... 五、省略... 六、第三... 七、各... 八、省...

九、各隊... 十、各隊... 十一、各隊... 十二、各隊... 十三、各隊... 十四、各隊... 十五、各隊... 十六、各隊... 十七、各隊... 十八、各隊... 十九、各隊... 二十、各隊...

記事一、大隊長... 二、各隊... 三、各隊... 四、各隊... 五、各隊... 六、各隊... 七、各隊... 八、各隊... 九、各隊... 十、各隊... 十一、各隊... 十二、各隊... 十三、各隊... 十四、各隊... 十五、各隊... 十六、各隊... 十七、各隊... 十八、各隊... 十九、各隊... 二十、各隊...

二行別

第一隊

第二隊

第一隊 上等兵
第二隊 上等兵
第三隊 上等兵
第四隊 上等兵
第五隊 上等兵
第六隊 上等兵
第七隊 上等兵
第八隊 上等兵
第九隊 上等兵
第十隊 上等兵

右大隊連絡平命令

記事 二大隊長及各中隊長也
人員 二十名

月日

七月七日 (大晴)

宿營地
野之邊 平田 森林 田子 牧
隊直轄 宿營地 宿營地 宿營地 宿營地 宿營地 宿營地 宿營地 宿營地 宿營地 宿營地

大隊命令

大隊命令

一 大隊當令宿營地
二 各隊左ノ事項ニ注意スルニ

1 宿營地ノ整理
2 宿營地ノ掃除
3 宿營地ノ警戒
三 本部隊各隊連絡ノ注意スルニ

本 部 一 隊 中 隊
第一中隊 一 金武隊
各隊ノ各中隊長ニ由轉達スル
尚會教ヲ各中隊長ニ由轉達スル
本 部 一 隊 中 隊

一行

第一隊

第二隊

第三隊

第四隊

第五隊

第六隊

第七隊

第八隊

第九隊

第十隊

第十一隊

第十二隊

第十三隊

第十四隊

第十五隊

大隊命令

大隊命令

一、大隊司令部開理應將隊中各隊所屬之隊員姓名及

二、各隊之長官姓名及職掌

三、本隊之編制及隊員之分配

四、本隊之裝備及物資之分配

五、本隊之訓練及演習之計劃

六、本隊之衛生及疾病之預防

七、本隊之交通及連絡之方法

八、本隊之宿營及休息之場所

九、本隊之給食及飲水之方法

十、本隊之其他重要事項

以上各隊之長官及隊員應遵照此命令執行

尚會親身督率各隊隊員在指定地點集合

以上各隊之長官及隊員應遵照此命令執行

日各隊員... 命(信) 六... 七... 八... 服...

本部... 命(信) 二... 三... 四... 五...

一、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 五、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 六、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 七、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 八、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 九、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十一、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十二、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十三、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十四、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十五、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十六、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十七、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十八、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 十九、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十一、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十二、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十三、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十四、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十五、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十六、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十七、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十八、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 二十九、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十一、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十二、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十三、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十四、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十五、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十六、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十七、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十八、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 三十九、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十一、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十二、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十三、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十四、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十五、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十六、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十七、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十八、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 四十九、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル
 五十、嘉禾縣三連行ヲ命令ヲ受ケル

中頭地區隊命令
 一、中頭地區隊 普連天間附近 舟備ヲ他ニ移張セシメ
 二、首略 南宇備隊明十五日 原所展復歸件
 三、首略 歸還 南宇備隊明十五日 原所展復歸件
 四、平 古國國民會復發 美日大佐
 記事 一、大隊 普連天間附近 舟備ヲ他ニ移張セシメ 一四〇〇
 人員 二、二名 普連天間附近 舟備ヲ他ニ移張セシメ 一四〇〇
 日付 七月十五日(土曜日) 晴
 所在地 伊予國国民會校
 記事 一、部隊 普連天間附近 舟備ヲ他ニ移張セシメ 一四〇〇
 二、雨 普連天間附近 舟備ヲ他ニ移張セシメ 一四〇〇
 人員 二十六名

日 天候

病者地

捕獲五

備命八

七月廿六日(日) 晴 暑 大風 午前 午後

保求國民兵 隊長 佐藤 大佐

中頭地區隊命令 第一〇一〇〇 號

一 奇路 軍司令部 國境 附近

二 中頭地區隊 担任地は沿岸地帯に陣地を構築し、

敵軍の侵入を防止し、担任地域内に在る軍道橋及び番

部隊の進退を監視し、必要時、

三 各子備隊の前任任務を継行し、必要時、敵軍の侵入

防止に協力せしめ、担任地域

沿岸地帯に在る軍道橋及び番

部隊の進退を監視し、必要時、

四 各子備隊の前任任務を継行し、必要時、敵軍の侵入

防止に協力せしめ、担任地域

沿岸地帯に在る軍道橋及び番

部隊の進退を監視し、必要時、

五 各子備隊の前任任務を継行し、必要時、敵軍の侵入

防止に協力せしめ、担任地域

沿岸地帯に在る軍道橋及び番

部隊の進退を監視し、必要時、

六 各子備隊の前任任務を継行し、必要時、敵軍の侵入

防止に協力せしめ、担任地域

沿岸地帯に在る軍道橋及び番

部隊の進退を監視し、必要時、

七 各子備隊の前任任務を継行し、必要時、敵軍の侵入

防止に協力せしめ、担任地域